

# 協働環境委員会会議録

平成30年12月18日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:22

## 【 案 件 】

1. 議案第 90号 平成30年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第 92号 平成30年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第 98号 平成30年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第109号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例
5. 議案第110号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
6. 議案第111号 飯塚市同和对策施設条例を廃止する条例
7. 議案第112号 飯塚市納骨堂条例
8. 議案第118号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
9. 議案第119号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について
10. 議案第120号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更について
11. 議案第121号 ふくおか県央環境施設組合の解散について
12. 議案第122号 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について
13. 議案第123号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について
14. 議案第124号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について
15. 議案第125号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
16. 請願第 16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願
17. 請願第 17号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願

## 【 報告事項 】

1. ふるさと納税について (まちづくり推進課)
2. 白旗山におけるメガソーラー開発について (環境整備課)
3. 平成30年7月豪雨による被害状況等について (防災安全課)
4. 工事請負契約について (契約課)

## ○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第90号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○医療保険課長

「議案第90号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の133ページをお願いいたします。第1条において、既定の予算の総額に歳入、歳出それぞれ11億6598万4千円を追加いたしまして、総額を歳入、歳出それぞれ145億8348万8千円としようとするものです。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を精査いたしまして増額をさせていただいております。

詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。142ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。2款1項1目、一般被保険者療養給付費につきましては、1人当たり医療費の増等による給付費の増が見込まれますことから、5億

9076万4千円増の86億4734万2千円を計上しております。

次に、143ページをお願いいたします。同じく2項1目、一般被保険者高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月分までの見込みを推計いたしまして、5123万4千円増の13億3456万6千円を計上しております。

次に、144ページをお願いいたします。3款の国民健康保険事業費納付金につきまして、1項の医療給付費分、2項の後期高齢者支援金等分、及び3項の介護納付金分につきましては、福岡県への納付額が確定いたしましたので、その額に合わせそれぞれ補正をいたしております。

145ページをお願いいたします。5款、基金積立金につきましては、平成30年度からの新制度施行後における国保税の収納不足や保険給付費の増高に備えるため、保険給付費等準備基金に積み立てをするものです。

146ページをお願いいたします。6款1項2目の償還金につきましては、平成29年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するもので、合計で2億2247万7千円を計上いたしております。

次に、歳入予算の主なものについて説明をいたします。137ページをお願いいたします。1款1項、国民健康保険税でございますけれども、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計いたしまして、3744万6千円減の20億4295万7千円を計上しております。この減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減及び減額対象範囲の拡大に伴います軽減世帯の増加等によるものでございます。

138ページをお願いいたします。3款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金につきましては、歳出予算の一般被保険者療養給付費等の増に伴いまして、5億8923万9千円を増額いたしております。

139ページをお願いいたします。5款、繰入金、一般会計繰入金につきましては、普通交付税の係数変更によります財政安定化支援事業繰入金の減などによりまして、合計で422万9千円を減額しております。

同じページですが、6款の繰入金につきましては、平成29年度の繰越金6億1559万1千円を計上しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第90号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

それでは、「議案第92号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の187ページをお願いいたします。第1条において既定の予算の総額から歳入、歳出それぞれ1801万5千円を減額しまして、総額を歳入、歳出それぞれ18億7156万5千円としようとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。192ページをお願いいたします。まず、歳出予算についてご説明いたします。2款の広域連合納付金につきましては、歳入予算の保険料の減等に伴いまして1553万2千円減の18億2193万円を計上しております。

190ページをお願いいたします。次に、歳入予算についてご説明いたします。1款、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率の改正による影響等によりまして、総額で5577万8千円減の12億5672万3千円を計上しております。

5款、繰越金につきましては、平成29年度の出納閉鎖期間、平成30年4月と5月の収納分の保険料につきまして、4371万3千円を計上しておるところでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第92号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○環境整備課長

「議案第98号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

第1条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ89万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ1636万9千円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入における汚水処理施設使用料等の金額の変動、平成29年度決算による前年度繰越金の額の決定など、また今年度、前期実績により決算見込み額を算出し、それに基づき補正を行うものです。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。歳入からご説明いたします。258ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目1節、汚水処理施設使用料の収入減を見込みまして、43万2千円の減額。

次に、2款1項、財産運用収入につきまして、実績に基づきまして、1目1節、利子及び配当金、2目1節、基金運用収入、あわせて1万4千円の減額。

次に、3款1項1目1節、汚水処理施設整備基金繰入金につきましては、決算見込みに基づき、51万7千円の減額。

次に、4款1項1目、繰越金につきましては、前年度決算の結果、前年度繰越金を7万1千円増額補正するものです。

続きまして歳出についてご説明いたします。259ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、決算見込みに基づき19節、負担金補助及び交付金において、企業局への事務委任負担金及び27節、公課費において、消費税を合わせて7万9千円の減額。

次に、2目の施設管理費につきましては、決算見込みに基づき、13節の委託料において、維持管理委託料及び汚泥抜き取り等委託料を合わせて、81万3千円の減額補正を行うものです。

以上、簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第109号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。本条例の改正につきましては、施設の名称を人権啓発センターに統一することに伴い、必要な関係規定を整備するため本案を提出するものでございます。改正しようとする条例は、合併前は旧飯塚市については、「飯塚市同和会館条例」、旧穂波町については、「穂波町人権啓発センターの設置及び管理条例」、旧筑穂町については、「筑穂町人権啓発センター設置及び管理条例」としていたものを平成18年の1市4町の合併時に、「飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例」として制定したものです。

主な改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。21ページをお願いいたします。21ページの新旧対照表におきまして、左側の新しい欄で題名を飯塚市人権啓発センター条例に改めるほか、旧の欄、第1条中、同和会館及び人権啓発センターとあるのを、人権啓発センターに改めまして、その略称につきましても、旧の欄中、会館等とあるのを、センターに改めるものでございます。その他、センターの設置根拠を明確化するため関係規定の整備を行うものでございます。最後に、21ページ表の一番下の附則でございしますが、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第109号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第110号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。本条例の改正につきましては、五穀神集会所、新二瀬生活館、浜生集会所、太郎丸二区集会所、小正集会所及び小正五組集会所の位置が、分筆、合筆及び土地改良法による換地処分により変更されており、位置を変更するため本案を提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。24ページをお願いいたします。24ページの新旧対照表におきまして、左側の新しい欄で、別表、五穀神集会所の項中、飯塚市菰田86番地1を飯塚市菰田86番地5に改め、新二瀬生活館の項中、飯塚市相田74番地を飯塚市相田72番地6に改め、浜生集会所の項中、飯塚市目尾569番地を飯塚市目尾569番地1に改め、太郎丸二区集会所の項中、飯塚市太郎丸978番地を飯塚市太郎丸978番地1に改め、小正集会所の項中、飯塚市小正594番地を飯塚市小正594番地2に改め、小正五組集会所の項中、飯塚市小正795番地4を飯塚市小正752番地に改めるものでございます。最後に、ページの表の一番下の附則でございしますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単でございしますが、補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第110号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」及び「議案第112号 飯塚市納骨堂条例」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○人権・同和政策課長

「議案第111号 飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」と「議案第112号 飯塚市納骨堂条例」とは関連がありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、「議案第111号」から説明させていただきます。議案書の25ページをお願いいたします。本条例の廃止につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、条例を廃止するため本案を提出するものでございます。廃止しようとする条例は、合併前の平成14年3月の地対財特法失効後も旧穂波町については、「穂波町同和対策施設の設置及び管理に関する条例」、旧筑穂町については、「筑穂町同和対策施設の設置及び管理に関する条例」としていたものを平成18年の1市4町の合併時に、「飯塚市同和対策施設条例」として制定したもので、同和対策事業として整備しております納骨堂、農業施設などの施設の設置に関し必要な事項を定めたものでございます。このことから、「飯塚市同和対策施設条例」という名称と各施設の住所を合わせれば、飯塚市における同和対策事業の対象となった地域の特定につながる課題もあることから、本条例を廃止しようとするものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

続きまして、「議案第112号 飯塚市納骨堂条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。本条例は、「議案第111号」で廃止を提案しております条例に変わるものでございまして、廃止する条例のうち飯塚市が設置しております納骨堂に関し、必要な事項を定めるものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、飯塚市納骨堂条例を制定

するため本案を提出するものでございます。

議案書の26ページをお願いいたします。第1条で地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、納骨堂を設置するとしております。第2条で名称及び位置は別表に記載しております。施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。内容の変更はございません。なお、農業施設条例につきましては、同様に、「議案第114号」で上程しておりますが、所管となります経済建設委員会への付託となっております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第111号 飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」及び「議案第112号 飯塚市納骨堂条例」、以上2件について、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第118号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」について補足説明いたします。

議案書の44ページをお願いいたします。本案は、平成31年2月1日から直方市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を受託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。既に平成27年2月から芦屋町、平成28年4月からは、うきは市から事務の受託を行い、飯塚市に設置する戸籍サーバーを共同サーバーとし、戸籍の管理についての事務の一部の管理及び執行を行っております。このたび直方市との共同利用についての調整が整いましたことから、地方自治法の第252条の14第1項に規定された規約を定め、芦屋町、うきは市と同様に直方市より戸籍事務の管理及び執行を受託するものです。

次に、規約の内容につきましてご説明申し上げます。この規約は第1条から第8条で構成されており、第1条には、「委託事務の範囲」を第2条には、「委託事務の管理及び執行の方法」を第3条及び第4条には、「経費の負担」及び「予算の執行」についてを、第5条には、「決算の場合の措置」をそれぞれ規定いたしております。また、第6条では、「連絡会議等」について、第7条では、「条例等の制定・改廃の場合の措置」について、第8条では、「規約に定めのない事項」についてを、それぞれ規定いたしております。さらに、附則第1項で「施行期日」を、附則第2項に「委託事務の全部でまたは一部を廃止する場合の規定」を定めております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第118号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」、「議案第120号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」、「議案第121号 ふくおか県央環境施設組合の解散について」、「議案第122号 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第123号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」、「議案第124号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について」、及び「議案第125号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」、以上7件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民環境部付課長

「議案第119号」から「議案第125号」までの7件は、関連がありますので一括して説明させていただきます。

昨年4月1日に、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合の2市2町2組合で構成する環境施設等広域化に関する任意協議会を設置いたしまして、財政負担の軽減や環境負荷の低減を図ることを目的として、環境施設等の広域化の協議を行ってまいりました。このことは、2市2組合がそれぞれで運営している施設を1つの組合で管理運営すれば、老朽化の対応を含め、既存施設の集約、再整備、将来の広域的処理体系の実現を一体的に進めていくことができ、単独で施設を整備、運営するよりもコストの縮減等が図られるためであります。

任意協議会の経過については、これまで当委員会に随時報告を行ってまいりましたが、予定の項目について全て協議が整い、新組合の設立、現組合の規約の変更、解散、解散に伴う財産処分について関係団体と正式に協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、「議案119号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」の規約について説明します。

議案書の47ページをお願いいたします。第1条で、組合の名称をふくおか県央環境広域施設組合としています。

第2条で、組合は飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町をもって組織し、第3条で、ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設、火葬場の設置、管理及び運営に関すること、これらの事務の相互連絡調整に関することを共同で処理する事務としています。なお、ごみ処理施設と最終処分場に係る事務については、小竹町は含んでおりません。

第4条の「事務所の位置」は、現在の飯塚市・桂川町衛生施設組合の事務所のある飯塚市楽市728番地1としています。

第5条から8条までは、「議会の組織と議員の選挙の方法」、「議員の任期」、「議長と副議長」、「議決の特例」を定めたもので、議員の定数を15人とし、関係市町の定数は飯塚市8人、嘉麻市3人、桂川町2人、小竹町2人として、関係市町の議会において互選された者で、その任期は、各市町の議員の任期としています。また、組合議員のうちから議長、副議長各1人を互選するものとしています。ごみ処理施設と最終処分場の事務については、小竹町が共同処理となりませんので、現在のふくおか県央と同様に、議決方法について特例を定めています。

第9条から12条までは、「執行機関の組織と選任の方法」、「任期」、「職務権限」、

「組合の職員」について定めたもので、組合には、組合長1人、副組合長3人を関係市町の長の中から互選し、任期は、各市町の長の任期としております。組合には、会計管理者を組合長の補助機関である職員の中から1人置き、組合に必要な職員の任免は組合長が行うとしております。

第13条の「監査委員」は、識見を有する者と組合議員から、それぞれ1人を選任するものとしております。

第14条、15条は、「組合の経費の支弁の方法」、「負担金」を定めたもので、関係市町の負担金は、別表で算出して得た額を負担するものとしております。

附則の1で、平成31年4月1日から施行するものとしております。2は、平成31年3月31日をもって解散する飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合の財産及び事務を承継するものとしております。

別表は、関係市町の負担割合を定めたもので、負担金については、現状の負担割合のままを基本にしておりますので、施設ごとにこれまでの負担割合で定めております。なお、1の「議会及び総務に関する経費」については、2つの組合が統合されることにより議会、総務に関する経費は、共通の経費となり、これまでの負担割合で算出することが困難なことから、「前年度負担額」、当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割としております。

備考の1については、新組合の設置を平成31年度からとしておりますので、別表の1の「議会及び総務に関する経費」の負担割合の欄で「前年度負担額」とあるのは前年度に關係市町が、この項の経費区分に係るものとして負担した額と、「前年度経費」とあるのは前年度にこの項の経費区分で要した経費の額と読みかえ、30年度に各市町が負担した額、又は経費の額となります。その他の備考については、現状の負担割合のままを基本としているところから、現状に合わせた内容を定めております。

次に、議案書52ページの「議案第120号のふくおか県央環境施設組合同約の変更について」の内容ですが、組合の解散の時に、新しく設立する組合がその事務を承継し、平成30年度の決算については、新しい組合長が、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付することとするために、現規約を変更するものでございます。

次に、54ページの「議案第121号 ふくおか県央環境施設組合の解散について」と、55ページの「議案第122号 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」の内容ですが、平成31年3月31日限りで組合を解散し、解散に伴う財産処分は、全て新しく設立する組合に帰属させるとしております。その財産は、目録に表示してあります、土地・建物、有価証券、基金、物品、債務負担行為、地方債でございまして。

次に、58ページの「議案第123号」から61ページまでの「議案第125号」は、飯塚市・桂川町衛生施設組合に関するもので、ふくおか県央と同様の内容で、規約の変更、解散、解散に伴う財産処分となります。なお、財産の目録については、土地・建物、基金、物品、債務負担行為となります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

今、議案説明ありました「議案第119号」から「第125号」についての質問をさせていただきます。議案上程までの経過は、これまでの委員会で説明があつておりましたし、先日の本会議でも説明していただきましたので、ある程度理解しております。その中でちょっと2、3点お聞きしたいんですけども、新組合設立までの流れ、どのような流れなのか教えていただきたいと思っております。

○市民環境部付課長

飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町の2市2町、それぞれで議会の議決が必要となります。嘉



麻市と桂川町は、飯塚市と同様に12月議会で議案を上程していますが、小竹町については、議員選挙の関係で議会最終日が1月中旬の予定となっています。

それぞれの議会で承認をいただいた後に、県知事の許可や届出が必要になりますので、速やかに構成団体の長による協議を経て、県知事に許可申請等を行います。

許可を得ましたら、3月31日に両組合の解散、翌4月1日に新組合設立となります。

○田中裕二委員

それでは、新組合設立後はどのような協議をしていかれるのかお尋ねいたします。

○市民環境部付課長

ごみ処理施設については、飯塚、嘉麻のクリーンセンターは、大規模改修等により2028年度まで供用可能となっています。穂波、筑穂、桂川のごみを処理している桂苑は、設備改修を行いながら供用していますが、老朽化による早急な見直しが必要であること、庄内、穎田、稲築のごみを処理している、ごみ燃料化センターは、RDF、固形燃料ですが大牟田リサイクル発電所での受入れが2022年度までとなっており、いずれの施設も対応を協議する必要があります。

また同様に、し尿処理、火葬場の施設も老朽化の対応を協議していきます。

○田中裕二委員

老朽化の対応も協議していくということをございますけれども、将来的には、施設の集約など、どのように考えていかれるのかお尋ねいたします。

○市民環境部付課長

新組合を中心に関係自治体と施設の老朽化に伴う大規模改修や新たな建設の問題、ごみ処理量の変動に対する問題などを踏まえて、将来の世代の負担を軽減できるように集約等の具体的な検討を鋭意進めてまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第119号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」、「議案第120号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」、「議案第121号 ふくおか県央環境施設組合の解散について」、「議案第122号 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」、「議案第123号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」、「議案第124号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について」、及び「議案第125号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」、以上7件について、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案7件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」を議題といたします。

本件、全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

前回の協働環境委員会のその後、本請願にかかる県の林地開発許可申請及び本市の自然環境保全条例に基づく手続については、現在、どのようになっていますか。

○環境整備課長

10月22日に開催されました協働環境委員会後の状況としましては、自然環境保全条例に基づく手続では、10月31日に公告を行い、閲覧・意見書の受け付けを開始し、11月24日に住民説明会が開催され、12月14日、先週の金曜日に意見書の受け付けを終了しています。

住民説明会は24名が出席され、主な質問としましては、土砂災害、水害に対する心配、坑道の有無、覚書の内容、説明会はこれで終わりかといったものがあり、調整池等の防災施設の説明、坑道については日鉄鉱業も分からないと回答されたこと、覚書は案を示されたうえで、今後地元と一緒に考えていく、説明会は条例に基づいた説明会は終わりとするが、今後もしっかり対応はしていくと回答がなされています。

また、意見書については、10人の方から36件提出されており、とりまとめ次第、事業者に送付いたします。意見の内容を一部紹介しますと、調整池はどの程度のどのような雨量に耐えられるのか、事業終了後のパネルの処理、熱放出での農作物への影響、損害保険の内容、森林開発によるメガソーラー事業には反対といったものが提出されています。

林地開発許可関連では、福岡県に対し10月29日付で森林法第10条の2に関する意見を提出しております。その後、11月26日に福岡県森林審議会が開催され、12月10日に林地開発行為が許可されています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:50

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第16号 金比羅山(馬敷)のメガソーラー開発中止と豊かな緑の保全に関する請願」について、採択することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成者なし。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第17号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の4件について執行部から報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「ふるさと納税について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長補佐

「ふるさと納税について」説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。総務省通知に伴う返礼品の見直しについて、平成30年11月16日付で総務省から「ふるさと納税に係る返礼品送付状況について」の調査結果を送

られてきました。その中で飯塚市が地場産品以外と考えられる返礼品を送付している団体という指摘を受けました。地場産品以外と考える返礼品でございますが、サーモン、牛肉、リンゴ、素麺、ビール等を合計44品が指摘を受けております。

2ページをお願いいたします。総務省の通知でございます。地場産品以外では、全国で73、地場産品以外の商品を送っている団体でございますが、73自治体が指摘を受けており、福岡県では飯塚市、行橋市、福智町、上毛町の4自治体となっております。

1ページをお願いいたします。それに伴う対応につきまして、福岡県市町村支援課ではお礼の品、返礼品を送っている事業者さんと協議を行い、平成30年12月末までに見直しを行い、返礼品から除外することとしております。現在、一部、除外をしておりますが、そういう対応を12月末までにしたいというふうに思っております。

「②ふるさと納税詐欺サイトについて」、平成30年12月4日付、福岡県市町村支援課から「ふるさと納税詐欺サイトについて」の通知を受け、本市も調査をしたところ、ふるさと納税の受け付けを偽造した詐欺サイトに本市の返礼品が掲載されていることがわかりました。福岡県内では、平成30年12月5日までに12市町村の返礼品が偽サイトに無断で掲載をされており、本市としましても、被害防止をするため、注意喚起を行っているところでございます。

3ページ、4ページ、お願いいたします。そこに掲載されておりますのは、「今だけSALE」という詐欺サイトでございます。飯塚市の商品が4ページの左下のほうに載っております。

1ページをお願いいたします。詐欺サイトの対応につきましては、飯塚市ホームページで注意喚起を行っております。福岡県市町村支援課の報告済みでございます。また、福岡県警より各警察署のほうへ連絡済みでございます。本市におきましても、飯塚警察署へ別途報告を予定いたしておりますがもう現在、報告済みでございます。現在、寄附の被害はございません。発信者にも連絡がつかず、調査状況は詳細不明でございます。しかしながら、被害防止に最善の注意を行い、ふるさと納税の推進を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

総務省からの返礼品についての説明がありましたが、今回44品、返礼品があるということで、今の部分については、発送はされておると思いますが、来年の3月までの年度における影響額というのはどのくらい予想されておりますか。

○まちづくり推進課長補佐

平成30年度でございますが、年度内の分は大体予定通り出ておりますが、1月、2月、3月で予定では1億5千万円から2億円ぐらい減額になるんじゃないかなと思っております。しかしながら、新商品を開拓しながら、ふるさと納税、寄附額増進を推進していきたいというふうに考えております。

○梶原委員

新しい商品を開発しながら、対応していくということですが、今までこれに協力していただいた業者さんとかおられますよね。そういった方への対応といいますか、今後、見直しの中でどういうふうにしていくのかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長補佐

現在、指摘を受けている事業者さん、約5、6者ございます。現在協議を進めておりまして、もう一部は取り下げ済みでございます。それにかわる商品というところで、地域の事業者さんも努力はされて、売り上げが延ばされる事業者さんはあります。新しい商品を開発しながら、さらなる地域活性化に向けて頑張りたいというふうに考えております。

○梶原委員

次にもうだめですよ、ではなくて、やはり飯塚市のほうが知恵を貸し出していただいて、そういうところの対応をしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」ご報告いたします。

資料、「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。合同会社ノーバル・ソーラーについては、周辺住民を対象とした説明会が、11月19日、月曜日に幸袋交流センターで開催され、約140名の参加がありました。配付された資料が、A4用紙の1枚の裏表に会社の概要、工事計画、既に質問を受けた事項として、電磁波、反射光、気温、水害、事故対応、紳士協定書などについて、文書で記されたもののみで、図面等は会場の前方スクリーンにプロジェクターで映され説明されたことで、ほとんどの参加者が資料不足を理由に、退席されました。事業者は、説明を続けられ3名の方が最後まで残って説明を聞かれております。

また、林地開発許可関係については、11月2日付で福岡県から飯塚市に対して、森林法第10条の2に関する意見の照会がありましたので、農林振興課が関係課の意見をまとめ、11月28日付で飯塚市から福岡県に対し意見書を提出しております。

次に、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーについてですが、二瀬地区の周辺住民を対象とした説明会が、12月15日、土曜日に二瀬交流センターで開催され、約90名の参加があり、一条工務店からの事業の承継の内容や災害対策などについての質問がありました。水の流れなどのわかる資料を準備しての再度の説明会の要望があり、協議して決定すると回答がっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年7月豪雨による被害状況等について」報告を求めます。

○防災安全課長

「平成30年7月豪雨による災害状況について」、8月に開催された4常任委員会の報告後の状況について報告いたします。報告につきましては、内容等が変更した部分のみとさせていただきます。

まず、1ページの「災害被害状況」ですが、人的被害、重傷2名は、変更はございません。その下の軽傷3名につきましては、8月の報告以降に判明しております。その下、住家被害以降についても被害数が増えた部分に下線をつけております。なお、変更被害数については、全て増加となっております。また、下段にある災害対策本部の日付等を追加しております。

2ページをお願いします。「浸水等自治会別被害状況」につきましては、1ページの住家被害、非住家被害数の自治会別内訳となっております。

3ページをお願いします。「平成30年7月豪雨災害による被害総額」は、公共施設、農林関係、商工関係、その他の4つの被害総額で、一番下に被害総額24億3579万1千円となっております。なお、この金額につきましては、個人住宅の被害額は市のほうで把握することが

できませんので、この24億円には入っておりません。

4ページの「警報発令状況一覧」、それから5ページ、「災害避難者報告」、6ページから7ページの「行動記録」については、変更はございません。

8ページをお願いします。「降雨量及び水位等調べ」は数値の変更ございませんが、氾濫危険水位の5.4メートルを超過した6日16時から21日までの水位に網掛けをしております。

9ページをお願いします。「被災者救済制度執行状況」は、表の右側に件数、金額、数量等を加えております。また、一番下の欄に利子補給交付については、追加となっております。

10ページをお願いします。「各排水機場等運転開始時間及び開始水位・市営住宅一時入居者」は、一番下の表、市営住宅一時入居状況一覧表の太線で囲った11月30日現在を追加しております。

11ページの「災害ごみ・消毒・し尿処理状況」は、前回の報告時には、7月の日付順に報告しておりましたが、その後、11月まできておりますので、月単位の表で報告しております。なお、今回の災害に対し、飯塚市に来ていただいた応援団体について、自治体名で記載を追加しております。

12ページの「ボランティア」関係は変更ございません。

13ページをお願いします。「災害義援金等調べ」については、まず飯塚市の被災者に対し、民間協会等の団体、個人、官公庁から送られてきた義援金等の合計1035万5134円。飯塚市に対し、官公庁から送られてきた見舞金60万円。各法人から送られてきた経口補水液などの義援品などとなっております。被災者に対する義援金の配分金額につきましては、このページの中程にあります、人的被害で3カ月以上の治療を要する方には42万5千円、3カ月以内の治療を要する方には25万5千円、半壊1世帯当たり42万5千円、床上浸水1世帯当たり8万5千円と飯塚市災害義援金等配分委員会にて決定し、12月7日より交付を開始しております。

14ページの「災害見舞金交付件数」は件数の右横に交付した金額の合計を追加しております。

15ページの「総合相談窓口受付集計」については変更ございません。

最後に16ページです。「7月豪雨検証会の総括」については、大きな1番の(3)、大きな4番の(2)について、11月22日に災害対策本部と関係機関の連携についての検証会を開催し、今後の情報共有、さらなる協力体制を行うこととしております。また、この検証会等で出た部分につきましては、今後の災害対策に反映していきたいというふうに考えております。

以上、報告です。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○鯉川委員

素朴な疑問でちょっと確認なんですけれど、義援金いただいて、それで配分委員会で配分したということで非常にありがたいことだと思うんですけども以前の15年前の7・19水害のときは、義援金いただいたのは確か、河川カメラかなんかに充当された記憶があるんですけども、まず配分委員会というのはいつごろできた組織なんですか。

○防災安全課長

配分委員会につきましては、災害が起こるたびに、召集される会になっております。今回につきましては、配分委員会が10月18日に第1回目を開催しております。

○鯉川委員

それは、いつぐらいから配分委員会が、その7・19のときにはそういったものなかったんですよ。7・19のときには、皆さんやっぱりこうやって災害に遭われた方は、義援金で少しでも幾ばくかのお金がほしいということで思われた方もあったんですけども、あのときは河川

カメラに全部充当して、皆さんがいただいたのは市と県からの1万円と2万円と3万円ぐらいだったと思うんですよ。今回はこうやって皆さんに割り当てられて非常に本当にありがたいと思うんですけども、いつからそのように、いい方向に変わったんだからいいんですけども、いつ、どこで、どういうふうな経緯でもって、この配分委員会というのができて、決まるようになったのかなと思っている、以前はそうじゃなかったですよ。誰が、どこで決めたのかわからんけれども、義援金をいただいたのは、河川カメラに使いましょうということで、あちこちの河川カメラに使われた記憶があるんですけども。そこらへん、どんなふうな経緯があつてこんなふうに——。じゃあ、河川カメラは誰が、どんなふうに分けたんですか。

○会計課長

義援金の配分委員会につきましては、飯塚市の地域防災計画の中に基づいて開催したものでございます。平成17年のときには、若干今ちょっとお答えできない部分がございますけれども、平成21年、それから24年につきましては、先ほど申しましたように地域防災計画に基づいて配分委員会を開きまして、決定をさせていたというような事跡がございます。以上でございます。

○鯉川委員

それでは平成15年の防災カメラを付けられた分は、誰がどこで決めて、あのときに被災に遭われた方は何もなかったんですよ、市と県からのどちらかが1万円か2万円か忘れちゃったけれども、そのときはそういう配分委員会というのはなかったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

○会計課長

合併後に地域防災計画を見直しまして、その中に「支援」というところがございますが、その中の地域防災計画に基づいて配分委員会で決定するというようなことを決めております。地域防災計画の中に記載しております。

○鯉川委員

今後、あつてはいけないことですが、また災害が起きたときっていうのは、義援金をいただいた、そのいただいたお金をいろんなインフラというか、カメラとか、そういったものに使うんじゃないに、配分委員会でもって、被害、被災された方にお金を配分するというのもいいんですか、今後も。例えばそれをどなたかが言われて、その配分委員会の中の方が、どこどこにカメラがほしいと、やっぱりそっちにカメラを設置しようとかいうふうになる可能性もあるわけですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:09

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

大変失礼しました。今回の義援金の配分につきましては、先ほど言いましたように、義援金の配分に関しては配分委員会を設置し、県の配分基準等を参考に配分等の方法で決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分するというふうに地域防災計画のほうでうたっております。ご質問の今後こういうことが万が一、起こった場合にどうするのかというご質問ですが、今後につきましても、地域防災計画にのっとって、県の配分基準等を参考に配分委員会のほうで決定

をさせていただきたいというふうに考えております。

○鯉川委員

繰り返しになりますけども、本当に起こってはなりませんけども、また万が一、こういう災害が起こったときというのは、この義援金をいただいたのは、お金として皆様に県の配分表に基づいてお金を皆さんに配るということでいいんですかね。器材を購入するとかいうことは、絶対あり得ないということですか。だから間違いなく、お金でいただいた義援金は、お金で皆さんに配るという認識を持っていいんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:15

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○総務部長

義援金の配分の件でのお尋ねということでございます。義援金の配分に関しましては、市では義援金の配分に関して配分委員会を設置いたしまして、そこで決定をしていくということで決めておるところでございます。その中で、そのことをうたっておりますけれども、「配分委員会を設置し、次の県の配分基準等を参考に配分方法を決定し、被災者に対し、適正かつ円滑に」というようなことであっております。それで、これにつきましては、当然、県の配分委員会の配分基準というのは当然でございます。だから、これに基づいて今回の義援金については、各被災者の方に、これに基づいて届けたところでございます。ただ、当然、配分委員会等が当然あります。これは、今市民の代表の方も入っていただいた中で配分委員会を設置するようにしております。その中で、例えばこういうことであるほうがいいのではないかというご意見を賜れば、それについては配分委員会の中で決定させていただいて、市長にその旨を申し上げて決定することになると思いますので、絶対その県の配分じゃないといけないかということではないかと思っております、けれどもあくまでも配分委員会の中で、そういうことは協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告をさせていただきます。

今回、報告をいたします工事は、立岩交流センター建設、電気設備工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事、電気A等級に格付されている市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしております。

次に、入札の結果についてご説明いたします。本件につきましては、15者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5420万5200円、落札率92.87%で、株式会社飯塚電設が落札をいたしております。

以上、簡単ではございますけれども、「工事請負契約について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。  
以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。